令和４年度
第 10 回千歳市農業委員会総会議事録

千歳市農業委員会

令和４年度第 10 回千歳市農業委員会議事録

日　　時　　令和５年１月２７日（金）　１６時２９分開会
　　１７時１７分閉会
開催場所　　千歳市役所　議会棟　大会議室

１　出欠状況　（出席委員１８名　欠席委員２名）

１番	平沖道徳	出席	
２番	宮澤徳夫	出席	
３番	三溝健雄	出席	
４番	登坂英樹	欠席	
５番	平岡　博	出席	議事録署名委員
６番	今　鉄雅	出席	
７番	片桐好英	出席	議事録署名委員
８番	樋口　司	出席	
９番	川端智之	出席	
１０番	田村正司	出席	
１１番	遠藤義博	出席	
１２番	鈴木弘樹	出席	
１３番	清水利一	出席	
１４番	平岡日出男	出席	
１５番	黒澤譲治	欠席	
１６番	藤田勝久	出席	
１７番	中村由美子	出席	
１８番	山形繁雄	出席	
１９番	高橋　正	出席	
２０番	長島信行	出席	

２　事務局職員出席状況

事務局長	松石博司
管理課長	田中康仁
企画振興係長	小野美幸
農地係長	上田創一
農地係主事	松川　裕

３　議事日程

日程第１　　開会宣言
日程第２　　会長挨拶
日程第３　　議事録署名委員の指名
日程第４　　諸般の報告
日程第５　　報告の部
　　報告第１号　専決処分の報告について（農地法第３条の３届出）
　　報告第２号　専決処分の報告について
　　（農地法第 18 条第 6 項合意解約の通知）
日程第６　　協議の部
　　議案第１号　農地法第 3 条の規定による許可申請について
　　議案第２号　農地法第 5 条の規定による許可申請について
　　議案第３号　令和 4 年度第 8 号農用地利用集積計画の決定について
日程第 7　　その他

議　事　次　第

＜日程第１　開会宣言＞

事　務　局　長　　それでは、ただ今から、令和４年度第10回農業委員会総会を開催いたします。

本日、4 番、登坂委員、15 番、黒澤委員は、所用のため、欠席する旨の届出がございました。

よって、委員 20 名中 18 名が出席しており、会議は成立いたしました。

会議の開催にあたりまして、会長からご挨拶がございます。

＜日程第２　会長挨拶＞

会　　長　　皆様、こんばんは。今日はこの後、懇談会があるということで、総会開始の時間が遅くなっておりますが、本日もよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから会議を始めます。（16：29）

＜日程第３　議事録署名委員の指名＞

議　　長　　日程第3、議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員には、千歳市農業委員会会議規則第13条により、5番、平岡博委員、7番、片桐委員を指名いたします。

＜日程第４　諸般の報告＞

議　　長　　日程第4、諸般の報告を行います。

事務局より説明願います。

事　務　局　　令和４年度第９回総会以降の諸般の事項につきまして、お手元に配布している資料のとおりであります。事務局からは、以上です。

＜日程第５　報告の部＞

【報告第１号　専決処分の報告について（農地法第３条の３届出】

議　　長　　次に、日程第 5、報告の部に入ります。（16：30）
報告第 1 号を議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　報告第 1 号について、ご説明申し上げます。
議案書 1 ページをお開きください。
農地法第 3 条の 3 の規定による届出があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。
今月の農地法第 3 条の 3 の規定による届出は 1 件で、土地の所在等は、議案書 1 ページのとおりです。なお、整理番号 11 の被相続人は、△△△△さんであります。
以上、報告第 1 号について、ご説明申し上げました。
事務局からは、以上であります。

議　　長　　報告事項について、質問をお受けいたします。

（質問なし）

議　　長　　質問がなければ、これをもって報告第 1 号を報告済みといたします。

【報告第２号　専決処分の報告について（農地法第１８条第６項合意解約の通知】

議　　長　　次に報告 2 号を議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　報告第 2 号について、ご説明申し上げます。
議案書 2 ページをお開きください
農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借等の合意解約の通知があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。

今月の農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借等の合意解約は 5 件で、土地の所在等は、議案書 2 ページから 3 ページのとおりです。

整理番号 26 から 27 までは、新規就農者に所有権移転を行うため解約する案件であります。

新たな耕作者については、後ほど、議案第 1 号において、農地法第 3 条に基づく所有権移転案件としてお諮りする予定であります。

整理番号 28 から 29 までは、売買の意向があるため解約する案件であります。

整理番号 30 は、これまで賃貸していた△△△△さんに所有権を移すため、使用貸借している一部を解約する案件であります。

この所有権の移転については、後ほど、議案第 3 号において、農用地利用集積計画の決定に基づく所有権移転案件としてお諮りする予定であります。

以上、報告第 2 号について、ご説明申し上げました。

事務局からは以上であります。

議　　長　　報告事項について、質問をお受けいたします。

（質問なし）

議　　長　　質問がなければ、これをもって報告第 2 号を報告済みといたします。

＜日程第６　協議の部＞

【議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について】

議　　長　　次に日程第 6、協議の部に入ります。（16：33）

はじめに、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第 1 号について、ご説明申し上げます。

議案書 4 ページをお開きください。

農地法第 3 条の規定による許可申請があったので、可否について審議意見を求めます。

今月の農地法第 3 条の許可申請は、所有権移転が 2 件、使用貸借権設定が 1 件です。

当日配布資料の1ページから17ページに、議案第1号資料として地番図、営農計画書を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。整理番号23は、新規就農者の△△△△さんが、△△△△さんから農地を買い受ける所有権移転案件です。

整理番号24は、新規就農者の△△△△さんが、△△△△さんから農地を買い受ける所有権移転案件です。

整理番号25は、△△△△さんが所有している農地を、△△△△さんに使用貸借する案件となります。

土地の所在等につきましては、議案書4ページから5ページのとおりです。

整理番号23から25までは、調査書により確認した結果、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

なお、整理番号23・24の売主の△△△△さんについて補足させていただきます。

整理番号23・24の売主の△△△△さんは今月〇〇日にお亡くなりになりました。

しかしながら、今回の案件のように申請受付後、許可前に売主や貸主がお亡くなりになった場合でも、農地法の申請の効力はそのまま相続人に継承されることになりますので、本案件をお諮りすることは可能であります。

後ほど、議案第2号においても△△△△さんの案件についてお諮りする予定であります。

以上、整理番号23から25までについて、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは以上であります。

議　　長　　事務局の説明が終わりましたが、整理番号23及び24について農地小委員会で協議しておりますので、今副委員長から協議結果について、報告願います。

今副委員長　　12月23日に、令和4年度第5回農地小委員会を開催し、議案第1号、整理番号23、24に係る、新規就農者の権利取得について審議を行ったので報告します。

はじめに整理番号23については、新規就農を希望する△△△△さんから、営農を始めるきっかけや営農計画について説明を受けたあと、質疑を行いました。

その結果、営農計画に一部、修正を要する点がありましたが、その後、適正に修正されており、本人の営農への意欲も十分に感じら

れることから、本案件を適当と認め、総会に諮ることで意見を集約しております。
　次に整理番号24については、新規就農を希望する△△△△さんから、営農を始めるきっかけや営農計画について説明を受けたあと、質疑を行いました。
　その結果、営農計画が適当であり、本人の営農への意欲も十分に感じられることから、本案件を適当と認め、総会に諮ることで意見を集約しております。
　私からは以上です。

議　　長　　これより質疑を行います。

樋　口　委　員　　確認なのですが、整理番号23、24の△△さんの件なのですが、相続等はどのように行うのですか。相続人が決まっている場合はこのように審議できるということですか。その辺を確認させてください。

藤　田　委　員　　関連して、この案件については、事前に当事者間で売買契約書があると思うのですが、それを確認しておりますか。

事　　務　　局　　整理番号23、24の△△△△さんに関しては、ご逝去されておりますが、農地法の申請を行った後、受付をしましたが、許可前にお亡くなりになった場合でも、農地法の申請の効力はそのまま相続人に継承されると言うことで、相続人はまだ確定していないのですが、相続人が確定した後に許可書を渡すことが出来ます。
　相続人が遺産分割協議書等で確定したことを確認して、その相続人に対して許可証を交付する流れになります。
　売買契約書の方は、問題ないです。

藤　田　委　員　　農業委員会の3条の許可を条件としてとの記載があるのですよね。
　契約書は事前にあるのですよね。

事　　務　　局　　あります。

藤　田　委　員　　遺産分割協議書が確認できたら、その方に許可書を渡すということですね。

事　　務　　局　　そうです。

樋　口　委　員　　次の議案に関係して申し訳ないのですが、3条の申請時、それは審議することができるのですが、それはいつから有効になるのですか。住宅を建てるのは次の案件ですが、関連して、少なくとも売買は良いとしても、許可が下りて相続が10カ月過ぎたとしても、良いものなのでしょうか。

審議することは可能で、許可することは良いのですが、相続が終わらない限り許可書は出せないということなので、住宅の申請は出来ないのではないのでしょうか。

事　　務　　局　　農地法5条の方は住宅を建てるために土地の売買をします。

こちらも相続人が確定するまでは許可証はお渡し出来ないことになっております。議案第2号の農地法5条の転用については、現在農振法除外の手続き中であり、許可されたとしても3月位にならないと許可書をお渡しできません。農振の除外が終わってから農地法5条の許可書を渡せるようになるので、その頃には相続が終わっているのではと思います。

川　端　委　員　　では、農振の手続きが終わっても相続分割協議が終わってない場合は売買が成立しないと言うことですか。許可書も渡せないと言うことでしょうか。

樋　口　委　員　　案件を出すのが早すぎたのではないでしょうか。

問題はないのですか。

事　　務　　局　　問題ありません。

樋　口　委　員　　審議することは問題ないのは分かりましたが、許可書を渡せないうちに許可して、着手できるのですか。

藤　田　委　員　　本件についてはそのようなことはないと思いますが、遺産分割協議が拗れて長引いた時の不安はあると思います。

事　　務　　局　　許可はそのまま出来るのですが、相続が揉めた場合は許可書が出せませんので、許可証がない限り所有権移転は出来ないことになりますので、そのままの状態になります。

樋　口　委　員　　転用許可前と同じように、許可証が出ない限りは施工してはならないと言う解釈でよいのですね。

事　務　局　　はい。

樋口委員　　もし、遺産分割協議が上手くいかなった場合は、許可を取下げるような形になるということですね。本件ではそのようなことはないと思いますが。

事　務　局　　取下げるか、そのまま新しい申請がくるかです。
　新しい申請が来るとそのまま上書きされるので、許可しても空振りでも問題ありません。新しい申請に基づいて新しい許可をすることになります。

樋口委員　　分かりました。

議　　長　　他にございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければ、これで質疑を終わります。
　お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定いたしました。

【議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請について】

議　　長　　次に、議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より報告願います。

事　務　局　　議案第 2 号についてご説明申し上げます。
　議案書 6 ページをお開きください。
　農地法第５条の規定による許可申請があったので、可否について審議意見を求めます。
　当日配布資料の 18 ページから 21 ページに、議案第 2 号資料として、地番図等を添付しております。
　今月の農地法第 5 条の規定による許可申請は 2 件です。

転用を行う土地の所在等は議案書6ページのとおりです。
始めに、整理番号6、新規就農者である△△△△さんが農家住宅を建築するための転用案件であります。
農地区分については、現在、農業振興地域整備計画における農用地区域からの除外手続中であり、決定公告後は、概ね10ha以上の集団的農地で、高性能農業機械による営農が可能な農地であるため、甲種農地に位置づけられます。
甲種農地は、原則、転用不許可とされておりますが、地域の農業振興に関する地方公共団体の計画に基づき行われる農家住宅の建築でありますことから、例外許可事由に該当します。
また、資力についても事業費を上回る資金があることを確認しております。
これらのことから、当該申請は農地の転用許可基準の全てを満たしております。
次に、整理番号7、新規就農者である△△△△さんが農家住宅を建築するための転用案件であります。農地区分については、先ほどの整理番号6と同じく、現在、農業振興地域整備計画における農用地区域からの除外手続中であり、決定公告後は甲種農地に位置づけられます。また、資力についても事業費を上回る資金があることを確認しております。
これらのことから、当該申請は農地の転用許可基準の全てを満たしております。
なお、整理番号6及び7につきましては30ａ以下の農家住宅への転用であることから、北海道農業会議への意見聴取が不要となります。以上、議案第2号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

宮　澤　委　員　　先ほどの話で腑に落ちない点がありまして、許可は財産相続が決まらない限り許可証は発行出来ないということですが、△△さんと△△さんで農地取得に当たり、工事期間が決定されておりますが、工事等は行えるのですか。
このお二人は本件について認識されているのでしょうか。

事　務　局　　お二人についてはご本人とは連絡は取っておりませんが、間に業者さんが入っておりまして、業者さんの方から買主様側にそれぞれ確認していただいておりますので、認識されていると思います。

宮　澤　委　員　　建築することについては問題ないのですか。

事　　務　　局　　追加で申し上げますが、△△△△さんの息子さんの△△△△さんの方と連絡しておりまして、△△さんと△△さんの建設が遅れることが無いように相続の手続きを進めたいとの事で調整はありましたので、遅れないように相続は終わるものと事務局では考えております。

宮　澤　委　員　　わかりました。

議　　長　　他にございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければ、これで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定いたしました。

【議案第３号　令和４年度第８号農用地利用集積計画の決定について】

議　　長　　つぎに、議案第 3 号、令和 4 年度第 8 号農用地利用集積計画の決定についての整理番号利 58 から利 62 までを議題といたします
事務局より、説明願います。

事　　務　　局　　議案第 3 号について、ご説明申し上げます。
議案書 7 ページをお開きください。
農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により、次のとおり農用地利用集積計画の決定を千歳市長から求められたので審議意見を求めます。
当日配布資料の 22 ページから 35 ページに議案第 3 号資料として地番図を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。
今月の案件は、利用権設定が 24 件、所有権移転が 1 件になります。
土地の所在等は議案書のとおりです。

はじめに、整理番号利58から利62までを説明いたします。
議案書7ページをご覧ください。整理番号利58・59は、利用集積計画で設定された賃貸借契約の期間満了により、公益財団法人道央農業振興公社を介して、賃貸借契約を更新する案件になります。
次に、整理番号利60・61は、利用集積計画で設定された賃貸借契約の期間満了により、借主を変更したうえで、公益財団法人道央農業振興公社を介して、賃貸借契約を行う案件になります。
議案書8ページをご覧ください。整理番号利62は、農地保有合理化事業として、令和4年度第8回総会議案第2号で公益財団法人北海道農業公社が買受けた農地を、事業参加申込みを行った農業者に一時貸付する案件になります。
これらの計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
以上、整理番号利58から利62までについて、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。

議　　長　　次に整理番号利63を議題といたします。
この案件については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限の規定により●●委員の退席を求めます。
暫時休憩します。（16：53）

（●●委員、退室）

議　　長　　再開します。（16：53）
事務局より説明願います。

事　務　局　　整理番号利63は、農地保有合理化事業として、令和4年度第8回総会議案第2号で公益財団法人北海道農業公社が買受けた農地を、事業参加申込みを行った農業者に一時貸付する案件になります。
　計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
　以上、整理番号利63について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
　事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければこれで質疑を終わります。
　お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。●●委員の退席を解きます。暫時休憩します。（16：54）

（●●委員入室）

議　　長　　再開します。（16：55）
　次に整理番号利64・65を議題といたします。
　この案件については、議事参与の制限の規定により、●●委員の退席を求めます。暫時休憩します。（16：55）

（●●委員退室）

議　　長　　再開します。（16：55）
　事務局より説明願います。

事　務　局　　議案書9ページをご覧ください。整理番号利64・65は、利用集積計画で設定された賃貸借契約の期間満了により、公益財団法人道央農業振興公社を介して、賃貸借契約を更新する案件になります。
　これらの計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上、整理番号利 64・65 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。●●委員の退席を解きます。暫時休憩します。（16：56）

（●●委員入室）

議　　長　　再開します。（16：56）
次に整理番号利 66・67 を議題といたします。
この案件については、議事参与の制限の規定により●●委員の退席を求めます。暫時休憩します。（16：57）

（●●委員退室）

議　　長　　再開します。（16：57）
事務局より説明願います。

事　務　局　　整理番号利 66・67 は、利用集積計画で設定された賃貸借契約の期間満了により、公益財団法人道央農業振興公社を介して、賃貸借契約を更新する案件になります。
これらの計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。
以上、整理番号利 66・67 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。●●委員の退席を解きます。暫時休憩します。（16：58）

（●●委員入室）

議　　長　　再開します。（16：58）
次に整理番号利 68・69 を議題といたします。
この案件については、議事参与の制限の規定により、●●委員、●●委員の退席を求めます。暫時休憩します。（16：58）

（●●委員、●●委員退室）

議　　長　　再開します。（16：59）
事務局より説明願います。

事　務　局　　議案書 10 ページをご覧ください。整理番号利 68・69 は、利用集積計画で設定された賃貸借契約の期間満了により、公益財団法人道央農業振興公社を介して、賃貸借契約を更新する案件になります。
これらの計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。
以上、整理番号利 68・69 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければこれで質疑を終わります。
　お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。●●委員、●●委員の退席を解きます。
　暫時休憩します。（17：00）

（●●委員、●●委員入室）

議　　長　　再開します。（17：00）
　次に整理番号利 70・71 を議題といたします。
　この案件については、議事参与の制限の規定により、●●委員の退席を求めます。暫時休憩します。（17：00）

（●●委員退室）

議　　長　　再開します（17：01）
　事務局より説明願います。

事　務　局　　整理番号利 70・71 は、利用集積計画で設定された賃貸借契約の期間満了により、公益財団法人道央農業振興公社を介して、賃貸借契約を更新する案件になります。
　これらの計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。
　以上、整理番号利 70・71 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
　事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければこれで質疑を終わります。
　お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。●●委員の退席を解きます。
　暫時休憩します。（17：01）

（●●委員入室）

議　　長　　再開します。（17：01）
　次に整理番号利 72 から 75 を議題といたします。
　この案件については、議事参与の制限の規定により、●●委員、●●委員の退席を求めます。暫時休憩します。（17：02）

（●●委員、●●委員退室）

議　　長　　再開します。（17：02）
　事務局より説明願います。

事　務　局　　整理番号利 72・73 は、利用集積計画で設定された賃貸借契約の期間満了により、公益財団法人道央農業振興公社を介して、賃貸借契約を更新する案件になります。
　議案書 11 ページをご覧ください。整理番号利 74・75 は、利用集積計画で設定された賃貸借契約の期間満了により、公益財団法人道央農業振興公社を介して、賃貸借契約を更新する案件になります。
　これらの計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。
　以上、整理番号利 72 から 75 までについて、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
　事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければこれで質疑を終わります。
　お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。●●委員、●●委員の退席を解きます。
　暫時休憩します。（17：03）

（●●委員、●●委員入室）

議　　長　　再開します。（17：04）
　次に整理番号利 76 から利 81 と所 11 を議題といたします。
　この案件については、議事参与の制限の規定により、●●委員の退席を求めます。暫時休憩します。（17：04）

（●●委員退室）

議　　長　　再開します。（17：04）
　事務局より説明願います。

事　務　局　　整理番号利 76 から 79 までは、利用集積計画で設定された賃貸借契約の期間満了により、公益財団法人道央農業振興公社を介して、賃貸借契約を更新する案件になります。
　議案書 12 ページをご覧ください。整理番号利 80・81 は、利用集積計画で設定された賃貸借契約の期間満了により、公益財団法人道央農業振興公社を介して、賃貸借契約を更新する案件になります。
　次に、整理番号所 11 は、幌加の△△△△さんが、幌加の△△△△さんから農地を買い受ける所有権移転案件になります。
　これらの計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。
　以上、整理番号利 76 から利 81 及び所 11 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

平　沖　委　員　　△△△△さんが賃貸するということは、自分たちで土地を利用することなく、ほとんどを賃貸しているのですか。

事　務　局　　△△△△さんは元々農地利用する団体ではないので、持っている農地はすべて賃貸借しています。今回もすべて更新案件で、以前から引き続き貸付ける案件です。

平　沖　委　員　　少し前までは祝梅の所で△△△△さん自身が○○だとかを植えており、自身も購入したことがあるのですが、そこは無くなったのですか。

事　　務　　局　　無くなりました。

平　沖　委　員　　分かりました。

議　　長　　他にございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。●●委員の退席を解きます。
暫時休憩します。（17：07）

（●●委員入室）

議　　長　　再開します。（17：08）

これで、本日付議された議案はすべて審議を終了しましたが、各委員から意見等がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

議　　長　　それでは、その他として事務局からの報告をお願いします。

事　　務　　局　　※事務局より次の事項について、報告があった。
その他事項当日配布資料
遊休農地の解消について
資料-1 農業政策と予算に関する要望意見（案）について
口　頭 農業者年金加入者および記録簿の提出について
第6回農地小委員会、第1回農政小委員会、第2回農業者年金加入推進班会議の開催について

＜閉会宣言＞

議　　長　　これをもちまして、本総会を閉会いたします。
お疲れさまでした。（17：17　閉会）